第二条第三項中「附則第十五条第五十八項」を「附則第十五条第四十四項」に改める。

第三条中「附則第六条第九十四項」を「附則第六条第七十三項」に改める。

別表第一号中「附則第６条第94項」を「附則第６条第73項」に改める。

別表第四号中「附則第六条第九十四項」を「附則第六条第七十三項」に改める。

○総務省財務省告示第一号

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）第九条の二第二項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣及び財務大臣が定める規定を定める件（平成十六年三月総務省財務省告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十二年六月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博
財務大臣　菅　**直人**

前文中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」に改める。

○財務省告示第百二号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条第一項第十四号の規定に基づき、同号に規定する金品を次のように指定し、平成二十二年分以後の所得税について適用する。なお、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の八第一項に規定する金品を指定する件（平成二十一年三月財務省告示第百十一号）は、廃止する。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直人**

一　オリンピック競技大会において第一位から第三位までに入賞した者でオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程（平成六年文部省令第二号。以下「顕彰規程」という。）第二条の規定により国の顕彰を受けたものに対し表彰（顕彰規程第四条の規定により国が奨励する同条に規定する表彰をいう。次号及び第三号において同じ。）をするものとして財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）から交付される金品

二　パラリンピック競技大会において第一位から第三位までに入賞した者で顕彰規程第二条の規定により国の顕彰を受けたものに対し表彰をするものとして財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。）から交付される金品

三　オリンピック競技大会において第一位から第三位までに入賞した者で顕彰規程第二条の規定により国の顕彰を受けたものに対し表彰をするものとして所得税法第九条第一項第十四号に規定する団体から交付される金品（次に掲げる金品の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に相当する部分に限る。）

イ　オリンピック競技大会において第一位に入賞したことの表彰をするものとして交付される金品　三百万円

ロ　オリンピック競技大会において第二位に入賞したことの表彰をするものとして交付される金品　二百万円

ハ　オリンピック競技大会において第三位に入賞したことの表彰をするものとして交付される金品　百万円

附　則

1　この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の平成二十一年総務省告示第二百九号の規定によりされている証明申請書の提出は、この告示による改正後の平成二十一年総務省告示第二百九号の規定によりされている証明申請書の提出とみなす。

○財務省告示第百三号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百十四条第六号の規定に基づき、地震保険料控除の対象となる自然災害共済に係る契約を指定する件（平成十八年三月財務省告示第百三十九号）の一部を次のように改正し、平成二十二年分以後の所得税について適用する。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直人**

本文中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同文に第一号として次の一号を加える。

一　教職員共済生活協同組合

○財務省告示第百四号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件（昭和六十三年十二月大蔵省告示第百八十五号）の一部を次のように改正し、平成二十三年一月一日以後に支払うべき同項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき当該給与等については、なお従前の例による。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直人**

本文中「及び扶養親族」を「及び控除対象扶養親族」に改め、「において、」の下に「法第百八十九条第一項の給与所得者の扶養控除等申告書に同項の居住者が」を加え、「同項第三号に規定する居住者（以下「居住者」という。）については、その」を「旨の記載があるときは、これらの一に」に、「同項第三十四号」を「同項第三十四号の二」に、「扶養親族（以下「扶養親族」を「控除対象扶養親族（以下「控除対象扶養親族」に、「一人あるものとし、」を「一人あると記載されているものとし、当該給与所得者の扶養控除等申告書に」に、「扶養親族のうち」を「同項第三十四号に規定する扶養親族のうち」に、「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六第一項の規定に該当する特別障害者がある居住者については」を「法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは」に、「他に一人の扶養親族があるもの」を「控除対象扶養親族が他に一人あると記載されているもの」に改める。

別表第二中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

○財務省告示第百五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の四第三項、第五項、第六項、第八項及び第九項並びに第二十七条の五第三項、第五項、第六項、第八項及び第九項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の二の二第一項第一号、第二号及び第四号並びに第四十二条の五第一項第一号、第二号及び第四号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件（平成四年三月大蔵省告示第五十七号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。ただし、改正前の告示の別表五に掲げる減価償却資産で同日前に取得又は製作若しくは建設をしたものについては、なお従前の例による。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直人**

本文第一号中「昭和三十二年法律第二十六号。」を削り、本文第五号を削り、本文第六号中「別表六」を「別表五」に改め、同号を本文第五号とし、本文第七号中「別表七」を「別表六」に改め、同号を本文第六号とする。

別表二12の項中「検査済自動車（」を削り、「自動車を」を「自動車（次項において「検査済自動車」と」に改め、同表15の項を同表16の項とし、同表14の項を同表15の項とし、同表13の項を同表14の項とし、同表12の項の次に次の一項を加える。

13	電気自動車（原動機としてリチウムイオン蓄電池によって駆動する電動機（回転子に永久磁石を用いるものに限る。）のみを搭載した検査済自動車のうち、半導体インバーター方式の制御装置を用いて当該電動機を制御する機構を有するものに限る。）

別表四３の項第三号中「及び別表五５の項」を削る。

別表五を削り、別表六を別表五とし、別表七を別表六とする。